

令和5年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

1 自主測定結果の概要

令和5年度の自主測定結果は、次の表のとおりです。

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設全108施設のうち、廃止、休止等で報告を要しない25施設を除き、稼働中の全ての施設（大気基準適用82施設、水質基準適用施設1施設）から報告がありました。

なお、全ての施設が排出基準に適合していました。

特定施設の種類	施設数	報告対象施設数	基準超過施設数	備考
大気基準適用施設	104	82	0	廃止、休止等で報告を要しない施設は25施設
水質基準対象施設	4	1	0	
合計	108	83	0	

2 参考

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設（廃棄物焼却炉等）の設置者には、排出ガス、排出水、ばいじん等に含まれるダイオキシン類を測定し、その結果を県知事に報告することが義務付けられています。